

(平成23年12月14日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認岐阜地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	3 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	2 件
厚生年金関係	2 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和46年10月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年9月から50年3月まで

A市役所から保険料をまとめて納付するように督促があり、夫が送られてきた納付書で夫婦二人分を納付した。国民年金は加入後、夫が夫婦併せて保険料を納付しており、私の分のみ納付しないということはありません。申立期間が未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、国民年金加入期間の保険料は全て納付済みである。

また、国民年金の加入手続及び保険料納付を行っていたとする申立人の夫は、A市役所から案内があり、郵送されてきた納付書で納付していなかった期間の保険料を夫婦二人分納付したと述べているところ、A市の国民年金被保険者名簿によれば、申立人及びその夫の国民年金の加入手続は、昭和50年12月15日に行われていることが確認できる上、国民年金手帳記号番号が夫婦連番で払い出されており、その夫は申立期間の国民年金保険料を時効により納付できない期間も含めて、同年12月27日に納付していることから、申立内容に不自然さは無い。

さらに、申立人は、その夫が夫婦二人分の国民年金保険料を併せて納付していたと述べており、国民年金加入期間のうち、納付日の確認できる期間は全て同一日に納付していることから、その夫が申立人の申立期間の国民年金保険料のみを納付しなかったとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

しかしながら、申立人は、申立期間のうち、昭和46年9月については、厚生年金保険の被保険者であるため、国民年金の被保険者となり得る期間ではないことは明らかであることから、この期間の記録訂正を行うことはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成7年7月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和56年5月から58年12月まで
② 平成7年7月

昭和56年5月頃、役場から、国民年金と国民健康保険はセットでないと加入できないと言われ、町営住宅への入居もできないと言われたので、自分が加入手続をした。その後、保険料は、妻が金融機関で納付をした。所持している年金手帳には資格取得日などの記載がされており、記録として残っている。申立期間が未加入で未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、1か月と短期間である。

また、申立人の妻は、平成6年4月頃に国民年金手帳記号番号の払出しがされ、8年4月に国民年金第3号被保険者の資格取得処理がされた後の、同年7月に当該期間の国民年金保険料を過年度納付済みである上、夫婦二人分の保険料を一緒に納付したと述べている。

さらに、申立人とその妻は、国民年金加入期間のうち、納付日が確認できる期間は全て同一日に保険料を納付していることから、申立人の妻が、申立人の申立期間②の保険料を一緒に納付したと考えても不自然ではない。

しかしながら、申立期間①については、申立人は、昭和56年5月頃、役場から国民年金と国民健康保険はセットでないと加入できないと言われ、町営住宅への入居もできないと言われたので、申立人自身が加入手続をし、申立人の妻が夫婦二人分の保険料を納付したと述べているところ、A町では、「国民健康保険の加入履歴が分かる申立期間当時の資料等は既に無い。住宅敷金の台帳から申立人が1年間ほど入居していたことは確認できるものの、当時の賃貸借契約書は保存されておらず、昭和56年当時、保険年金等の加入を住宅の入居要件としていたのかどうかの確認はできない。」としており、申立人の主張を裏付けることができない上、申立人の国民年金手帳記号番号は平成6年4月頃にその妻と同時期に払い出されており、申立人及びその妻の国民年金の加入手続はこの頃に行われたものと推認されることから、申立期間①は夫婦共に未加

入期間であり、国民年金保険料の納付はできなかったものと考えられる。

また、申立期間①当時、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことから、申立人の妻が申立人の保険料を納付していた事実を推認することは困難である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成7年7月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の申立期間①に係るA社（現在は、B社）C支店における資格取得日の記録を昭和29年4月1日、申立期間②に係る同社D支店における資格取得日の記録を34年5月28日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を申立期間①は7,000円、申立期間②は1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和29年4月1日から同年6月1日まで
② 昭和34年5月28日から同年6月3日まで

私は、高校を卒業後、A社に採用され、昭和29年4月1日付けで同社C支店勤務を命じられて以来、平成2年11月20日に定年退職するまで各支店への転勤はあったが、継続して同社に勤務していた。申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人が所持する辞令、雇用保険の加入記録及びB社が保管する職員カードから、申立人が、当該期間においてA社C支店に継続して勤務していたことが認められる。

また、申立人が所持する昭和29年入社同期会会員名簿に記載されている複数の同僚は、それぞれが配属されたA社各支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、同年4月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる上、B社の人事担当者は、「当時、給与計算は本社一括で行っており、学卒採用者は、毎年4月1日から厚生年金保険に加入させていた。」旨証言している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、当該期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、A社C支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿における申立人の昭和29年6月の記録から、7,000円

とすることが妥当である。

申立期間②について、雇用保険の加入記録、E健康保険組合の加入記録及びB社が保管する職員カードから、申立人がA社に継続して勤務し（昭和34年5月28日にA社F支店から同社D支店に異動）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、A社D支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿における申立人の昭和34年6月の記録から、1万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、B社は不明と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成7年1月1日から同年4月1日まで
② 平成7年7月1日から8年3月12日まで

A社に7年間から8年間ぐらい勤務した。ねんきん定期便では、同社は3か月しか厚生年金保険の記録が無い。平成7年1月1日以降の日誌が残っており、同社に勤務していたことが確認できるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された日誌、雇用保険の記録及びA社が保管している労働者名簿により、申立人は申立期間において同社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、A社が保管している給与支払明細書によると、申立人は、申立期間において厚生年金保険料が控除されていない。

また、A社が保管している「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」及び「健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書」により確認できる申立人の同社における資格取得日及び資格喪失日は、オンライン記録と一致している。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年5月18日から38年7月4日まで
学校を卒業後6年ほど働き、脱退手当金を受給して退社し2年ほど実家にいた。その後A社に入社し結婚まで働いたが、退社時、脱退手当金を受給した記憶は無いので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金を支給したことを意味する「脱」の表示が記載されている上、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約6か月後の昭和38年12月27日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人が勤務していた事業所において、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和38年7月4日の前後2年以内に資格喪失した被保険者14名の脱退手当金の支給記録を調査したところ、9名に支給記録が確認でき、そのうち8名がいずれも資格喪失日から6か月以内に支給決定がなされていることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性がうかがえる。

さらに、申立人は、申立期間前の約6年間の厚生年金保険被保険者期間について脱退手当金を受給しており、申立期間の脱退手当金を受給することに不自然さはうかがえない上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。